心身に障害のある人を支えます

障害福祉サービス

心身に障害のある人が安心して、喜びや生きがいを持って暮らせるよう、さまざまな福祉サービスを実施しています。それぞれのサービスには利用者負担があるものや、所得状況によって利用が制限される場合があるので、相談してください。

在宅で受けるサービス

●居宅介護（ホームヘルプ）
自宅にホームヘルパーが訪問し、日常生活の手伝いをします。

●訪問入浴サービス
重度身体障害者の家庭に入浴車が訪問します。

●移動支援事業
買い物などで外出するとき、移動の手伝いが受けられます。

施設で受けるサービス

●児童発達支援
就学前の児童は、日常生活の基本的な指導や、集団生活への適応訓練などが受けられます。

●放課後等デイサービス
就学している児童は、生活能力向上の訓練、社会との交流促進などが放課後や休日に受けられます。

●短期入所
家族が病気や冠婚葬祭などで、一時的に介護できなくなったときに、施設で短期間、入浴や食事などの介護が受けられます。

●グループホーム
障害者の自立を促すため、共同で生活をします。

●就労支援事業所などへの通所
障害などがあって雇用されることが難しい人は、通所により必要な訓練が受けられます。

助成サービス

●医療費の助成
心身障害者（児）の医療費の自己負担額が助成されます。

●難病療養者医療費助成
指定難病療養者、小児慢性特定疾病療養者、特定疾患療養者の医療費の自己負担額が助成されます。

〈指定難病療養者・小児慢性特定疾病療養者・特定疾患療養者〉
月額／14、000円まで（入院）、2、000円まで（通院）

〈重症認定者〉
月額／2、000円

●福祉タクシー利用券の交付
福祉タクシーを利用する際、費用を助成する利用券が交付されます。交付できる枚数には、1か月当たりの上限があります。

●補装具費の支給
補聴器、車いす、装具、義足などを購入・修理する場合に、費用の一部が助成されます。
※事前に申請が必要です。

生活保障

●特別障害者手当
常に特別の介護を要する在宅の重度障害者に支給されます。
月額／27、300円

●特別児童扶養手当
在宅の障害児を養育している人に支給されます。
月額／52、400円（1級）、34、900円（2級）

●障害児福祉手当
常に介護を要する在宅の重度障害児に支給されます。
月額／14、850円

●ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当
在宅の寝たきり身体障害者、重度知的障害者を介護している人に支給されます。
※特別障害者手当などを受給している場合は除く。
月額／8、650円

●心身障害者扶養年金制度
心身障害者を扶養している人で、県の心身障害者扶養年金に加入し、月々一定の掛け金を納付していた人が亡くなった場合、残された心身障害者に終身一定の年金が給付されます。

給付サービス

●日常生活用具などの給付
在宅障害者（児）にストーマ装具、紙おむつ、歩行補助つえなどの日常生活に必要な用具が給付されます。
※事前に申請が必要です。

申し込み・問い合わせ先
社会福祉課障害福祉班
☎62-5351